

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 1 1 月 2 1 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 西 戸 亜希子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

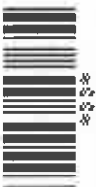
入札期間	令和 7 年 1 2 月 5 日から 令和 7 年 1 2 月 1 5 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 1 2 月 1 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 1 2 月 2 4 日 午前 9 時 2 0 分 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 1 2 月 2 2 日から 令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 1 1 月 2 1 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	16, 220, 000 12, 976, 000	一括	3, 244, 000	55, 635	15, 723
1	8, 390, 000				
2	7, 830, 000				



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-------------------|--------------|
| 1 | 所 在 | 恵庭市恵み野北七丁目 | |
| | 地 番 | 1 番 6 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 288.11 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 恵庭市恵み野北七丁目 1 番地 6 | |
| | 家屋 番号 | 1 番 6 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 74.73 平方メートル |
| | | 2 階 | 58.06 平方メートル |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。 陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 7年10月10日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 西 戸 亜希子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|--------------------|------------------|
| 1 | 所 在 | 恵庭市恵み野北七丁目 | |
| | 地 番 | 1 番 6 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 2 8 8 . 1 1 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 恵庭市恵み野北七丁目 1 番地 6 | |
| | 家屋 番号 | 1 番 6 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 7 4 . 7 3 平方メートル |
| | | 2 階 | 5 8 . 0 6 平方メートル |



令和 7 年(ケ)第 5 4 号
令和 7 年 6 月 1 3 日受理
令和 7 年 8 月 5 日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 石 村 好 広

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-------------------|--------------|
| 1 | 所 在 | 恵庭市恵み野北七丁目 | |
| | 地 番 | 1 番 6 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 288.11 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 恵庭市恵み野北七丁目 1 番地 6 | |
| | 家屋 番号 | 1 番 6 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 74.73 平方メートル |
| | | 2 階 | 58.06 平方メートル |



22

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり		
住 居 表 示	(住居表示未実施)		
土 地	物件 1		
現 況 地 目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形 状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下 記 以 外 の 建 物 (目 的 外 建 物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
そ の 他 の 事 項	「その他の事項」のとおり		
建 物	物件 2		
種 類 、 構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種 類 : ☐ 構 造 : ☐ 床面積 :		
物 件 目 録 に な い 附 属 建 物	☒ ない { 種 類 : ☐ ある { 構 造 : 床面積 :		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上 記 以 外 の 敷 地 (目 的 外 土 地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
そ の 他 の 事 項	「その他の事項」のとおり		
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年 () 第 号 ☐ ある 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 本土地について

- 1 本土地上の境界標は、土地建物位置関係図記載の2か所にしか確認できなかった。建物の配置等を基に概測した結果は公図のとおりと思われるが、正確には専門家の測量結果による必要がある。
- 2 土地建物位置関係図記載のとおり本土地の北西側でほぼ等高に、南東側で約0.3メートル程高く、各市道に接面する。
- 3 本土地は概ね平坦であり各隣地（1-5、1-7）とほぼ等高に接している。
- 4 本建物の風除室前に半円形の階段（3段）が設置されている。
- 5 土地建物位置関係図記載のとおり木柵が存在するが、老朽化及び損傷が著しい。
- 6 本土地上には、土地建物位置関係図記載のとおりスチールカーポート（約47.6平方メートル）が存在するが錆などが散見された。
- 7 本土地のうち、カーポート下部を含めた北西側市道沿い付近にインターロッキング舗装がなされているが、ゆがみ及び損傷が散見された。
- 8 南東側及び南西側には雑木が生い茂り、枝葉の一部が隣地に越境している。

■ 本建物について

- 1 玄関前に風除室（約7.45平方メートル）が設置されている。
- 2 室内で大型犬1匹が放し飼いにされており、動物臭があるほか、床面、壁面、建具等の全般に破損及び汚損等が見られた。
- 3 2階廊下の天井部分に屋根裏に上がるためのはしごが設置されており、屋根裏部分を物置スペースとして使用している。
- 4 外壁に仕上げの剥離等の損傷が散見された。
- 5 土地建物位置関係図記載のとおりスチール製仮設物置（約3.24平方メートル）及び木製仮設ごみ箱（約0.78平方メートル）が存在する。
- 6 本件調査に際し、所有者と一切の連絡がとれず、給湯暖房等の設備類が正常に稼働するか否かは不明である。

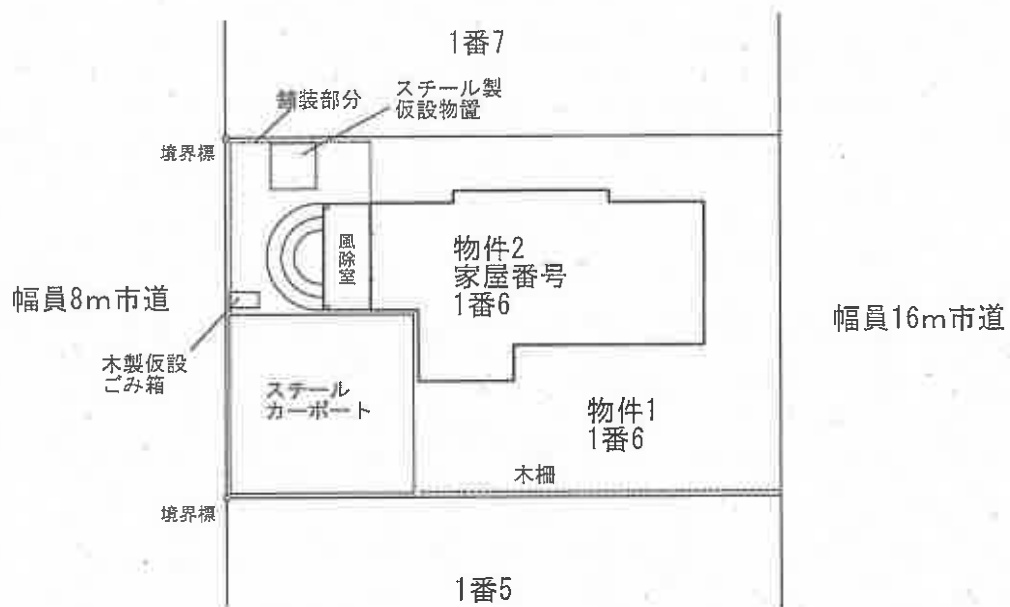
以 上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7 年 6 月 1 8 日 (水) 8 : 00 — 8 : 15	物件所在地	占有調査 (不在)、外周調査、写真撮影、連絡文書作成投函
7 年 6 月 2 3 日 (月) : — :	(郵便)	北海道電力ネットワーク株式会社に対し電気供給契約調査
7 年 6 月 2 4 日 (火) 15 : 50 — 16 : 00	物件所在地	占有調査 (不在)、外周調査、連絡文書作成投函
7 年 6 月 2 5 日 (水) 13 : 35 — 13 : 40	(インターネット)	土地上の登記建物調査
7 年 7 月 1 日 (火) 14 : 30 — 15 : 30	物件所在地	外周調査、写真撮影、評価人同行
7 年 7 月 1 1 日 (金) 15 : 50 — 16 : 00	物件所在地	占有調査 (不在)、連絡文書作成投函
7 年 7 月 2 4 日 (木) 14 : 30 — 15 : 30	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ■ 令和 7 年 7 月 1 日 目的物件は不在で施錠されていなかったが、本建物内で大型犬が放し飼いにされていたため、本建物内に立ち入ることができなかった。なお、立会人及び解錠技術者を同行した。 ■ 令和 7 年 7 月 2 4 日 目的物件は不在で施錠されていなかったため立会人 A を立ち合わせ本建物内に立ち入った。また、本建物内で大型犬が放し飼いにされていたため、調査の間、技術者に大型犬の行動を制止させた。なお、解錠技術者を同行した。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

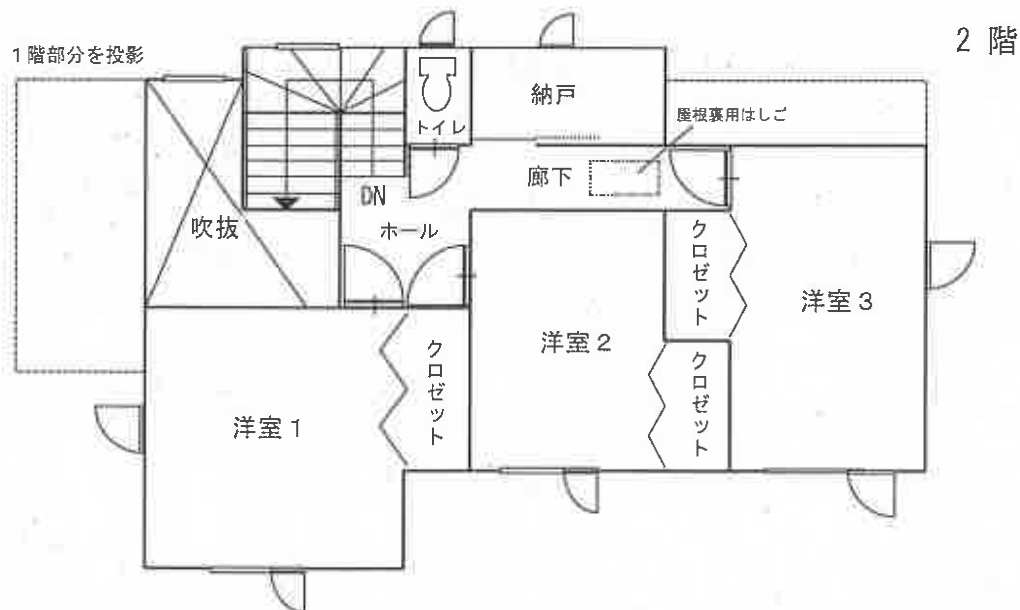
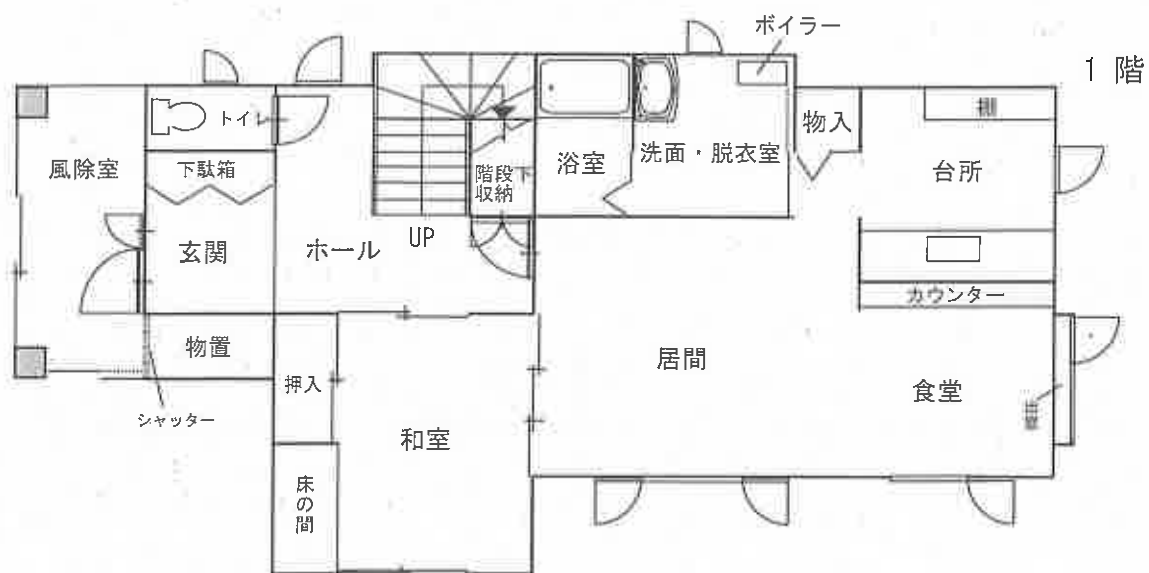
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図



縮尺約 1 : 2 5 0

建物間取図



縮尺約 1 : 100

全 景



居 間



(7 枚目)

台 所



1階 トイレ



(8 枚目)

洗面・脱衣室



浴室



令和7年（ケ）第54号
令和7年7月24日 現地調査
令和7年8月6日 評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
筒井 大輔 印

第 1 評価額

一括価格	
金 16,220,000 円	
内訳価格	
物件 1 (土地)	金 8,390,000 円
物件 2 (建物)	金 7,830,000 円

- 1 一括価格は、物件 1・2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 61 条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の内訳価格は物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第 3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	恵庭市恵み野北七丁目 1 番 6 宅 地 2 8 8.1 1 m ²	
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床面積	恵庭市恵み野北七丁目 1 番地 6 1 番 6 居 宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 1 階 7 4.7 3 m ² 2 階 5 8.0 6 m ² 延 1 3 2.7 9 m ²	
番 号	特 記 事 項		

第 4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件 1）

位 置 ・ 交 通	J R 千歳線「恵み野」駅の北東方・道路距離約 1.7 km、えにわコミュニティバス「恵み野北 1 丁目」停留所の東方・道路距離約 6 1 0 m（別添「所在位置略図」参照）。	
付 近 の 状 況	一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域である。 恵み野旭小学校まで道路距離約 7 7 0 m、恵み野中学校まで約 1.1 km、コープさっぽろ恵み野店まで約 6 9 0 m である。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 規 制	市街化区域 第 1 種低層住居専用地域 4 0 % 6 0 % 指定なし 外壁後退距離 1 m、建築物の高さの制限 1 0 m、 地区計画（恵み野北地区地区計画 低層専用住宅地区 ※ 1）、建築協定（R B パーク恵み野環境指針 A ブロック ※ 2）、景観計画区域 ※ 1. 地区計画の内容については、恵庭市の H P を参照 ※ 2. 建築協定の内容については、恵庭リサーチ・ビジネスパーク株式会社に要確認
画 地 条 件	北西側約 1 3.7 m が舗装市道に概ね等高に、南東側約 1 3.7 m が舗装市道に約 0.3 m 程度高く、それぞれ接面する奥行約 2 1 m ・規模 2 8 8.1 1 m ² の長方形の二方路地。地勢は概ね平坦で、周辺土地とは概ね等高である。対象土地内への出入りは、北西側市道より行っている。南東側及び南西側境界付近には、雑木があり、枝葉の一部が隣地に越境している。	
接面道路の状況	北西側 幅員約 8 m の舗装市道（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号） 南東側 幅員約 16 m の舗装市道（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号）	
土地の利用状況等	物件 2 の敷地として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 あり ガス配管 あり（集中プロパン方式） 下 水 道 あり	

特 記 事 項	1. 対象土地については、現地調査及び土地・建物登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 2. 境界標は2カ所のみ確認できた。これら及び法務局備付図面を基に現地と照合した結果、対象土地の地積、範囲等は概ね法務局備付図面とおりと見られるが、正確な確定には専門家による調査を要する。 3. 北海道教育委員会「北の遺跡案内」によれば、対象土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しないとのことである。 4. 対象土地西部にスチールカーポート（約47.6㎡）が設置されている。当該カーポートには一部に錆等がある。 5. 対象土地のうちカーポート下部を含めた北西側市道沿い付近には、インターロッキング舗装がなされている。当該舗装には、ゆがみ、損傷がある。 6. 対象土地の風除室前に半円形の階段（3段）がある。 7. 南西側境界付近一部に木柵が設置されている。当該木柵は、老朽化しており、損傷が著しい。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主たる建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成8年5月8日新築 経 過 年 数：約29年 経済的残存耐用年数：約10年
仕 様	構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング 内 壁：クロス貼り等 天 井：クロス貼り等 床：フローリング、畳等 設 備：電気、給排水衛生、換気設備、給湯器、 セントラルヒーティング その他：な し
床面積（現況）	延132.79㎡
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：4LDK（別添「建物間取図」参照）
品 等	中 位
保守管理の状態	維持管理の状態はやや劣ると判断した。
建物の利用状況	詳細は現況調査報告書参照
特記事項	1. 本件建物は、建築確認申請がなされ、工事完了検査済証の交付を受けている。 2. 室内において大型犬一匹を飼育している。動物臭があるほか、床面、壁面、建具等の全般に汚損及び損傷等がある。 3. 外壁の一部に仕上げの剥離等の損傷が見られる。 4. 屋根裏部分を物置スペースとして使用している。屋根裏部分へは、2階廊下の天井部分に設置された屋根裏用はしごを使用し出入りしている。

特 記 事 項	5. 上下水道、ボイラー、電気等の設備については動作確認ができず、使用可能かどうかは不明である。 6. 建物所有者所有の木製仮設ごみ箱（0.78㎡）があるほか、対象土地北部にスチール製仮設物置（3.24㎡）がある。上記仮設物は、いずれも現況より経済価値はないものと判断した。 7. 風除室（約7.45㎡）が設置されている。 8. 目視による調査の範囲においては吹付けアスベストの使用の有無等については特に確認できなかった。ただし、評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 土地価格（物件1）

対象土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	51,000	1.02	288.11	1.00	14,987,000

ア 標準画地価格：

第6参考価格資料記載の公示地あるいは基準地等との規準あるいは類似地域所在の取引事例価格等を比較考量の上、標準画地価格（スチールカーポート等を考慮）を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：二方路地 +2%

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：不要と判断した。

(2) 建物価格（物件2）

対象建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
2	190,000	132.79	0.21	5,298,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用して下記のとおり査定した。

耐用年数に基づく方法

観察減価（室内の状況を考慮）

$$\frac{39-29}{39} \times (1-0.2) \approx 0.21$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	土地持分価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	14,987,000	0.30	法定地上権	4,496,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) 1(1)オ, 1(2)エ ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	14,987,000	-4,496,000	1.0	1.0	0.8	—	8,390,000
2	5,298,000	4,496,000	1.0	1.0	0.8	—	7,830,000
一括価格 (合計)							16,220,000

ウ 占有減価修正：修正の必要がない。

エ 市場性修正：修正を要しないと判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価（敷金等）： な し

第 6 参考価格資料

公示地価格（恵庭－16）

所 在：恵庭市恵み野北2丁目3番21

価 格：49,500円/㎡

位 置：JR千歳線「恵み野」駅の北東方道路距離約1.3kmに位置する。

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：247㎡

供給処理施設：水道、都市ガス、下水道

接 面 街 路：南西側8m市道に接面

用 途 指 定 等：第1種低層住居専用地域（建ぺい率40%、容積率60%）

地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 8,236,488円

物件2 2,706,286円

第 7 附属資料

1	所在位置略図	1 葉
2	公図	1 葉
3	建物図面・各階平面図	1 葉
4	土地建物位置関係図	1 葉
5	建物間取図	1 葉

以 上



物件所在地

所在位置略図

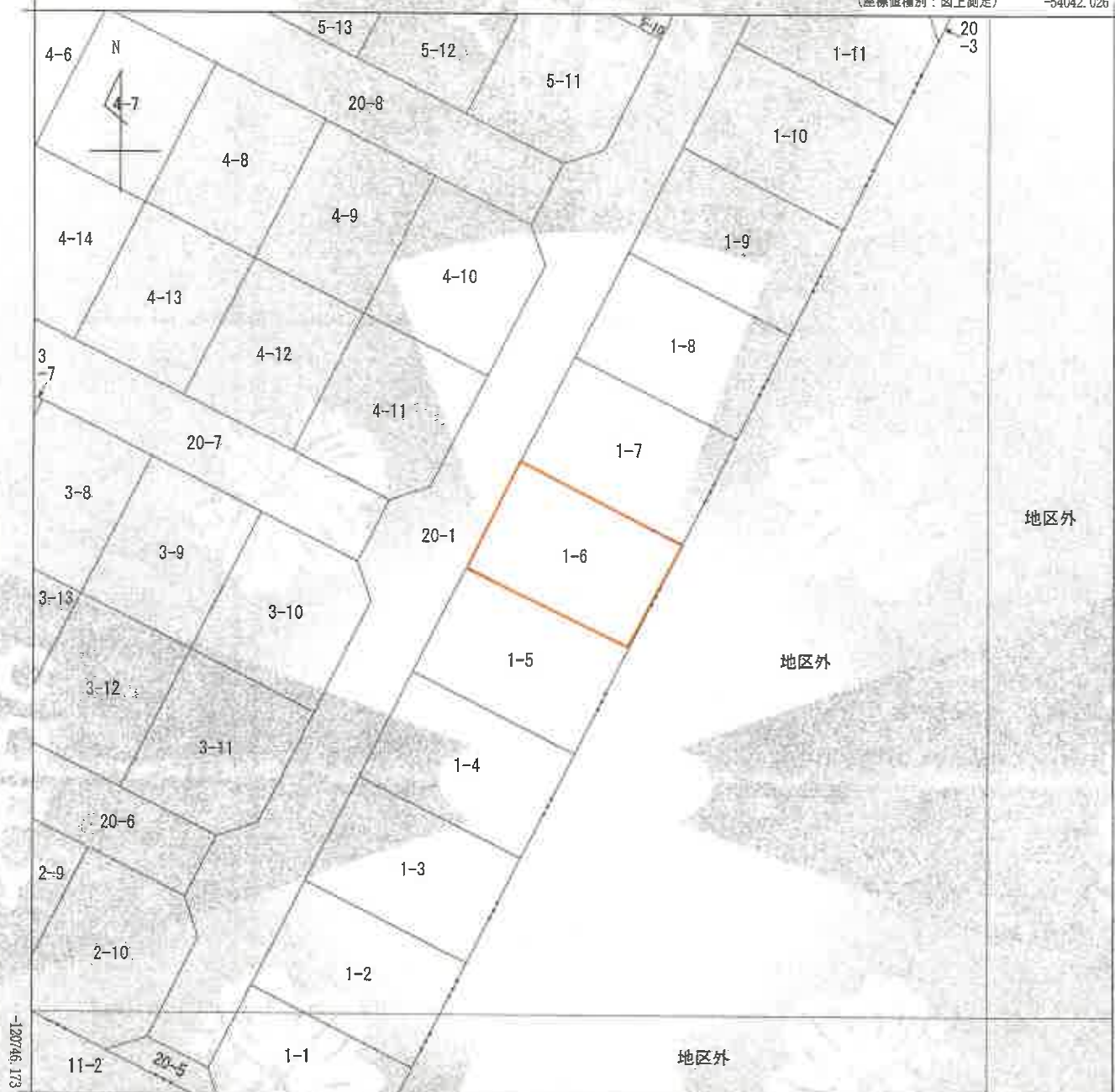
(恵庭市役所 現況図)

S=1:10,000

(座標値種別：図上測定)

-54042.026

-120620.173



(座標値種別：図上測定)



請 求 部 分	所 在 恵庭市恵み野北七丁目				地 番 1番6				
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲二	座標系番号又は記号	X II	分 類	地区(法第14条第1項)	種 類	その他
作 成 年 月 日	平成4年9月1日				備 付 年 月 日 (原図)	平成9年6月2日		補 記 事 項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局恵庭出張所管轄)

令和7年5月16日

札幌法務局

地図整理番号：M24821

登記官

(1/1)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

登記年月日：平成8年10月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌支務局葛屋出張所管轄)
令和7年5月16日 札幌支務局

登記号

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

各階平面図

建物図面

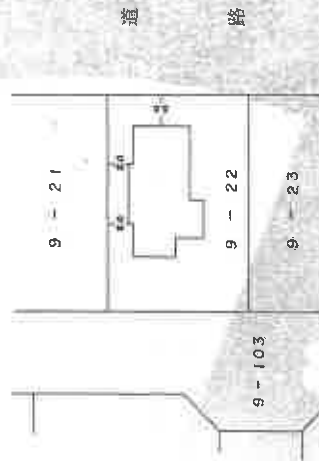
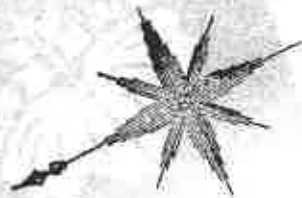
家屋番号	1-6
建物の所在	札幌市中央区南一条市五丁目五番地2-2
敷地地図番号	OC-06-73



$5.915 \times 0.455 + 1.62 \times 4.095 + 3.64 \times 6.825 + 7.28 \times 5.46 = 74.736025$



$2.275 \times 3.64 - 1.136 \times 1.365 + 3.64 \times 1.365 + 3.64 \times 1.365 + 7.28 \times 4.56 = 58.06983$



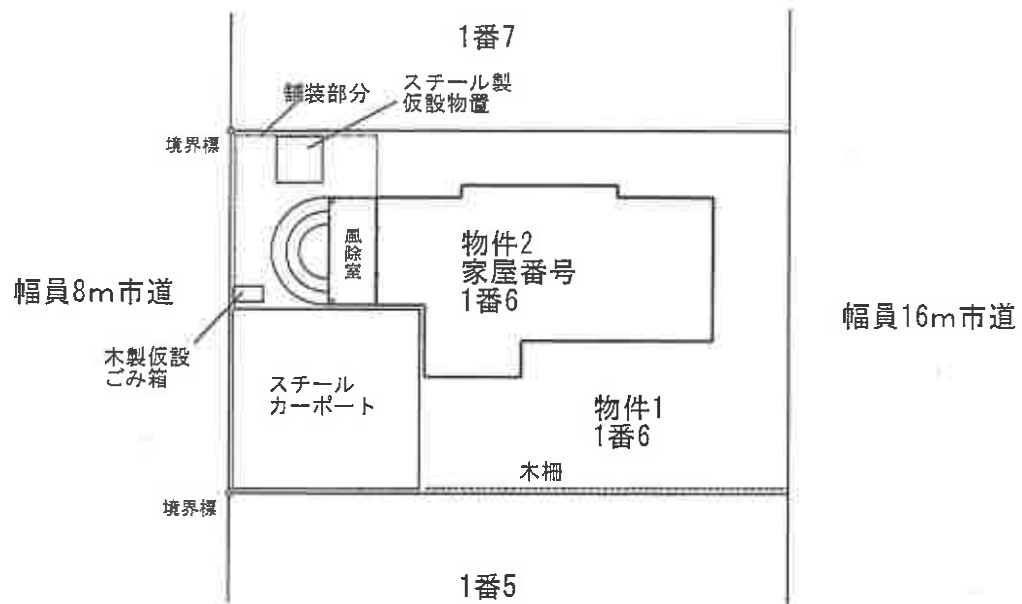
作製者	縮尺	申請人	縮尺
	1/250		1/500
	1/		1/

(札幌土地家屋調査士会用品)

00217024

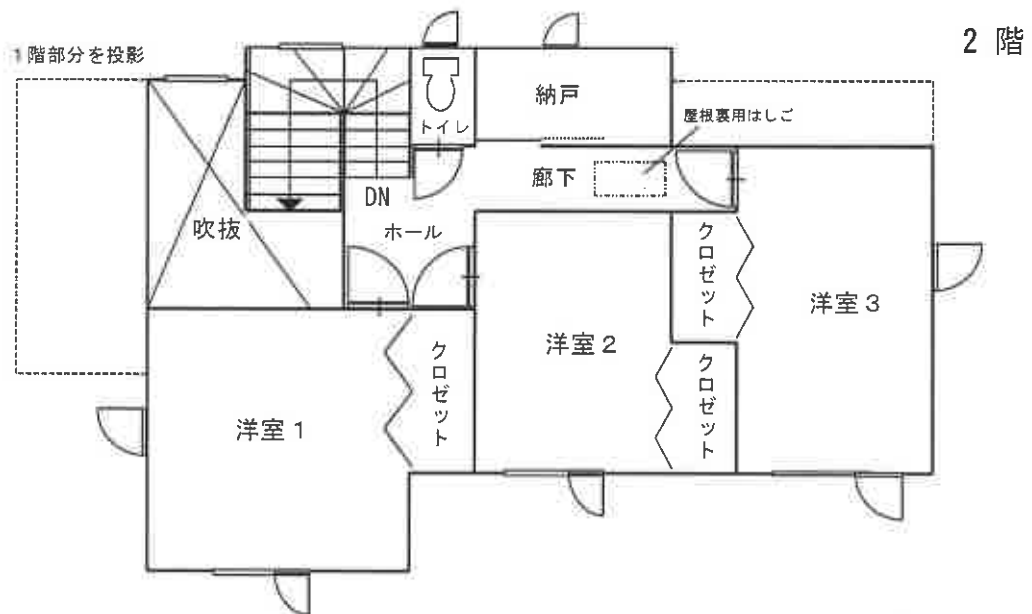
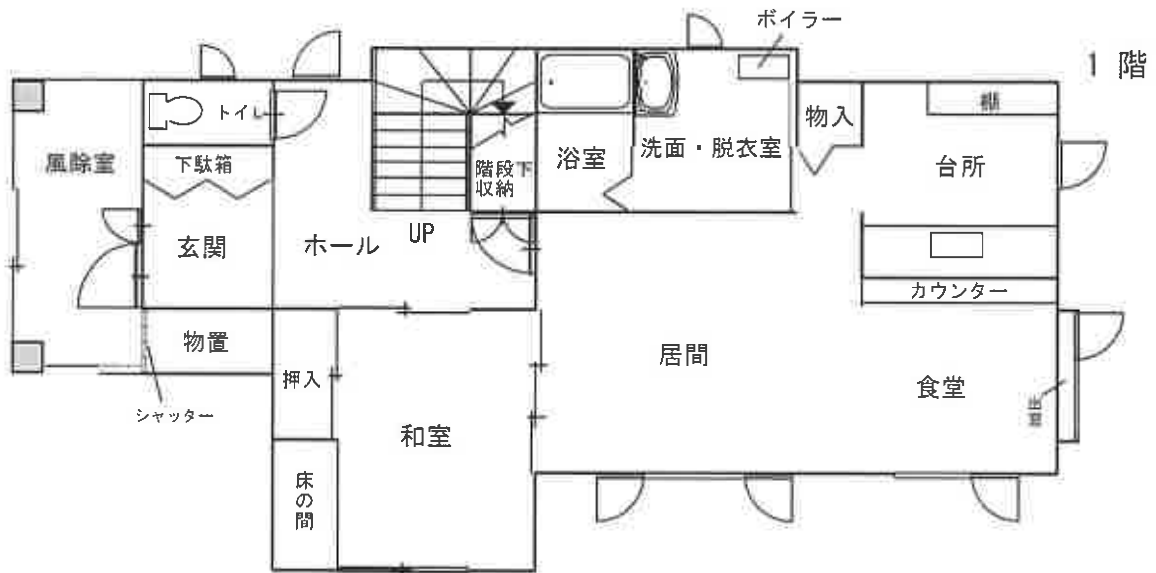
地図整理番号：M24822

土地建物位置関係図



縮尺約 1 : 2 5 0

建物間取図



縮尺約 1 : 100